

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都
市条例第160号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

本市が京都市野外教育センター奥志摩みさきの家の管理を行うものとするために規定を整備
することとしました。

この条例は、平成18年3月27日から施行することとしました。

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 桦本頼兼

京都市条例第160号

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を改正する条例

京都市野外教育センター奥志摩みさきの家条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)